別表十六(一) 「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

御 注 意

種 類 資 構 造 2 産 細 目 3 を除きます。)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。 (2) 取 得 年 月 日 4 この表には、 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、 .租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、 事業の用に供した年月 年 年 年 耐 6 田外 円外 取 取得価額又は製作価額 7 減価償却資産の耐用年数、 得 圧積差 縮立 記 る額
 注稿
 立金

 積立
 金額

 差引
 取得

 (7)-(8)

 (日却額計算の対象となる額期末現在の帳簿記載金額
 8 価 額 9 期末現在の積立金の額 11 積立金の期中取崩額 12 簿 帳簿記載 (10)-(11)-(12) 差引 外△ 外△ 外△ 金 13 種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、 価 損金に計上した当期償却額 前期から繰り越した償却超過額 15 額 合 16 (13) + (14) + (15)平 残 存 価 額 成 差引 取 得 価 額 × 5 % (9)× - 5/100 旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17) 18 19 当 年 19 3 月 期 分 旧定額法の償却率 20 31 の 日 普 以 22 前取得分 通 | (21) へき1/目 中 計 (21)+(22) 又は((16)-(18) | (16) ≤ (18) 算 出 償 刧 額 の場合 ((18)-1円) × 60 23 「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。 償 却 定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9) 限 平成 19 年4月1日以後取得分 P78~81参照 度 28 29 30 条 項 条 条 項 条 31 32 記載してください。なお、 33 34 (30) + (32) + (33)(1) 当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、 期 償 却 当 額 35 償 却 足 額 36 P81参照 却 過 超 引 額 37 (35) — (34) 償 らの繰越 カュ 38 39 (1)の資産(2)の資産に該当するもの 41 42

法 0301-1601

別表十六一

平三十・四・一

以後終了事業年度又は連結事業年度分

年

年

円 外

外△

円

項

条

項

45

46

当 期 分 不 足

適格組織再編成により引き継ぐ/ 合併等特別償却不足 (((%)-(39))と(32)のうち少ない金額

繰訳

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書 きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別 償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表 十六(九)の記載方法(P84~87参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第68条の10第 1項 (平成30年旧措置法第42条の5 第1項第1号)	※ 1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成30年旧措置法第68条の10第 1項	10280 ※ 2	♥ 7 112 HX
	(平成30年旧措置法第42条の5 第1項第2号)		

- ※1 区分番号「10567」は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に新エネルギー利用設備等 (太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備な ど)の取得等をした場合が該当します。
- ※2 区分番号「10280」は、平成30年4月1日前に二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項 (「第42条の5第1項第1号」又 は「所得税法等の一部を改正す る法律(平成30年法律第7号)附 則第88条第1項の規定により読 み替えて適用する第42条の5第 1項各号」)	*	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第2号) 第68条の10第1項 (第42条の5第1項第3号)	10600 ** 10602 **	

※ 区分番号「10598」、「10600」又は「10602」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を 改正する法律の施行日以後に高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合が該当します。 なお、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、区分番号「10598」が該当しま す。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)		別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第68条の14第 1項 (平成30年旧措置法第42条の10 第1項第1号) 平成30年旧措置法第68条の14第 1項 (平成30年旧措置法第42条の10 第1項第2号) 第68条の14第1項	*	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額

[※] 区分番号「10605」は、平成30年4月1日以後に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改 正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には区分番号「10569」又は「10487」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械 等を取得した場合の特別償却	第68条の14の2第1項	10231	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の3第1項		別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
地方活力向上地域等において特定建 物等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10551 ※	

[※] 区分番号「10551」の措置名(「法人税関係特別措置」欄)は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)前に終了する連結事業年度については「地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却」となります。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定中小連結法人が経営改善設備を 取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項		別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、
中小連結法人が特定経営力向上設備 等を取得した場合の特別償却	第68条の15の5第1項		別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
革新的情報産業活用設備を取得した 場合の特別償却	第68条の15の7第1項	10611 ※	00 並 依

[※] 区分番号「10611」は、生産性向上特別措置法の施行日(平成30年6月6日)以後に終了する連結事業年度 が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、
船舶の特別償却	第68条の16第1項第2号	10300	別表十六(二)「30]欄、 別表十六(三)「32」欄又は
自動車教習用貨物自動車の特別償却	第68条の16第1項第3号	10589	別表十六(五)「30」欄 の金額
再生可能エネルギー発電設備等の特 別償却	第68条の16第1項第4号	10614	v/並傾
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第1項	10501	
	第68条の17第2項	10504	
被災代替資産等の特別償却	第68条の18第1項第1号	10591	
	第68条の18第1項第2号	10593	
関西文化学術研究都市の文化学術研 究地区における文化学術研究施設の 特別償却	第68条の19第1項	10303	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定地域における電気通信設備の特 別償却	平成30年旧措置法第68条の26第 1項	10573	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
情報流通円滑化設備の特別償却	第68条の26第1項	10616	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第1項	10119	別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄
別領為	(第45条第1項第1号)		の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地 域において工業用機械等を取得した	第68条の27第1項	10510	
場合の特別償却	(第45条第1項第2号)		
沖縄の国際物流拠点産業集積地域に	第68条の27第1項	10513	
おいて工業用機械等を取得した場合 の特別償却	(第45条第1項第3号)		
沖縄の経済金融活性化特別地区にお	第68条の27第1項	10516	
いて工業用機械等を取得した場合の特別償却	(第45条第1項第4号)		
沖縄の離島地域における旅館業用建 物等の特別償却	第68条の27第1項	10134	
物寺・グ位が良利	(第45条第1項第5号)		
特定地域における産業振興機械等の 割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第 2項第1号	10437 ※ 1	
	第68条の27第2項第1号	10556 ※ 1	
	第68条の27第2項第2号	10543 ※ 2	
	平成26年旧措置法第68条の27第 2項第2号	10440 ※ 2	
	第68条の27第2項第3号	10519 ※ 2	
	第68条の27第2項第4号	10558	

- ※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施 地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械 等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区 域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受け る場合には、区分番号「10556」が該当します。
- ※2 区分番号「10440」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10519」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

			311 191 17 7
法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄
障害者を雇用する場合の機械等の割 増償却	第68条の31第1項		別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
次世代育成支援対策に係る基準適合 認定を受けた場合の次世代育成支援 対策資産の割増償却	「平成30年旧措置法第68条の33 第1項第1号イ」又は「平成30年 旧措置法第68条の33第1項第2 号イ」	10560	
	「平成30年旧措置法第68条の33 第1項第1号ロ」又は「平成30年 旧措置法第68条の33第1項第2 号ロ」	10562	
事業再編計画の認定を受けた場合の 事業再編促進機械等の割増償却	第68条の33第1項	10595 ※	

[※] 区分番号「10595」は、税制改正前の租税特別措置法の条項(平成30年旧措置法第68条の34第1項)により 適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特 別措置法の条項番号(第68条の33第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
企業主導型保育施設用資産の割増償 却	第68条の34第1項		別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、
特定都市再生建築物等の割増償却	第68条の35第1項	10449	別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄
	(同条第3項第1号イ)	*	の金額
	「第68条の35第1項」、「平成27年旧措置法第68条の35第1項」 又は「平成25年旧措置法第68条の35第1項」	10452 ※	
	(「第68条の35第3項第1号 ロ」、「平成27年旧措置法第68条 の35第3項第2号ロ」又は「平成 25年旧措置法第68条の35第3項 第2号」)		
	「第68条の35第1項」、「平成29年旧措置法第68条の35第1項」 又は「平成27年旧措置法第68条の35第1項」 の35第1項」	10461	
	(「第68条の35第3項第2号」、 「平成29年旧措置法第47条の2 第3項第3号」又は「平成27年旧 措置法第47条の2第3項第4 号」)		

※ 区分番号「10449」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において 取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「10452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
	平成28年旧措置法第68条の36第 1項 第68条の36第1項	※ 10575	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68 条の40第4項」	10100	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額